

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成27年8月4日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取
について

議案第2号 平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について

7. 報告事項

報告第1号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

報告第2号 白井市文化センター運営協議会委員の委嘱又は任命について

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 石垣 裕子

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長 田代 成司

教育部参事 藤咲 克己

生涯学習課長 鈴木 栄一郎

文化センター副主幹 長谷川 好世

書記 風間 信也

書記 品川 太郎

午後 2 時 1 2 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 7 年第 8 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をします。小林委員と石垣委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○石亀委員長 それでは、委員報告を行います。各委員からありましたらお願いします。

特にないようでしたら、7 月 3 0 日木曜日に第 1 回の青少年問題協議会が開催されました。会長、副会長の選出とともに、白井市のいじめの現状と市のいじめ防止対策について、市のほうから説明がありました。情報交換として、それぞれの委員の立場からのお話し合いがありましたが、1 つの例としては、先日、岩手県でのいじめ自殺について、それぞれの立場で、どんな感想を持ったかというような話と、これからそれぞれの立場でどんなふうを考えていったらいいかというようなことを意見交換いたしました。

以上です。

○教育長報告

○石亀委員長 ほかに各委員からありませんでしたら、教育長から報告をお願いします。

○米山教育長 前回の教育委員会議以降の報告をさせていただきます。

7 月 9 日、文化センター運営協議会ということで、報告第 2 号にでてきますが、協議会の委員の委嘱をしましたので、確認をお願いしたいと思います。

1 0 日、教科書採択協議会に委員長と一緒に出席をしております。

2 1 日、印教連の第 2 回常任委員会、その後、教育長会議ということで、2 つの会議に出席をしております。

2 2 日、教育委員協議会、臨時教育委員会議、これで教科用図書採択ということで、大変ありがとうございます。

ございました。その後、採択地区協議会に報告をしております。

25日、房総アドベンチャー、子ども達、大変暑い中、元気に出発をしていきました。途中で1名、熱中症で戻ってきた子がいましたけれども、そのほかの子は元気に房総を1周して戻ってまいりました。最後に子ども達みんなから感想を聞いたんですけど、大変厳しかったけど、食事が上手につくれるようになったとか、また、みんなで助け合いながら目標を達成する事ができたということで、感想を述べておりました。

1日、さくセン合宿、桜台センターでナイトウォークということで、約15キロ、6時半から7時ごろに出発して12時ぐらいまで夜歩くということで、青少年相談員と桜台センターが中心になって、子ども達が参加しております。人数的に大体20名ぐらいでした。男の子が4人しかいなくて、大半は女の子で、こここのところ、いろいろな行事があっても女の子の出席が多くて、男の子の出席が少ないというような現状になっております。

それから、今日の午前中に教職員組合から要望書の提出がありましたので、また後ほど文書で配付をさせていただきます。学校によっては、7月に教室が35度になっているということで、エアコンの設置の要望がきております。

私からは以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。それでは、委員報告、教育長報告について、質問等がありましたらお願いします。

それでは、ないようでしたら、先に進みます。

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第3号「準要保護児童・生徒の認定について」ですが、個人に関する情報ですので、非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開とします。

○議案第1号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取
について

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第1号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」。

本案につきましては、平成27年第3回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

裏面をご覧ください。白井市附属機関条例の一部を改正する条例。白井市附属機関条例の一部を次のように改正します。

別表教育委員会の項白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会の目の次に次のように加えます。

新旧対照表がありますので、併せてご覧いただきたいと思います。

機関名としまして、白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会。事務につきましては、白井市学校給食共同調理場の建替及び調理等の事業者の選定について審査することです。これはPFI事業者をプロポーザルによって選定するための委員会でございます。委員の構成としまして、学識経験を有する者、公共的団体等の代表者、教育関係の職員、市民公募、市の職員の合計7人以内でございます。任期は、事業者を選定するまでの期間となります。

附則としまして、この条例は、平成27年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 この条例は、今年の2月に全く同じ内容で教育委員会議にかけて、そのまま議会のほうに提案をして、否決をされた案件です。内容的には同じです。この7人以内、学識経験者、公共的団体の代表者、教育機関の職員、市民公募、市の職員、もし具体的にこういう人で想定をしているというのがあったら説明をしてください。

○田代教育部長 今現在では、有識者は3名、建築関係の方と衛生管理の専門家、PFIに関する法律の専門家の3名、公共的団体等の代表につきましては、PTAの代表の方1名、教育機関の職員につきましては1名で学校長、市民公募につきましては、1名でございます。これから公募をしていくこととなります。市職員につきましては、教育長を想定しているところでございます。以上7人でございます。

○石亀委員長 ほかに質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 近隣でPFIを導入して給食センターを建設した市町村がありますが、その場合の選定委員会はどんなメンバーで何人ぐらいだったか、ほかの市の状況を教えてください。

○田代教育部長 鎌ヶ谷市でございますけども、選定委員につきましては5名、学識経験者3名です。この3人については、栄養学、建築、PFIに関する者、及び市の職員として副市長と教育長。八千代市は5名で、学識経験者3名です。これは先ほどの鎌ヶ谷と同じように、栄養学、建築とPFIに関する者の学識経験者3名、プラス市の職員です。これは財政部長と教育長の2名です。銚子市は、学識経験者4名、衛生管理に関する者、化学に関する者、経営学に関する者、法律に関する者の4名です。市の職員として、都市環境部長です。千葉市につきましては、学識経験者3名です。これは栄養学、建築、PFIに関する者の3名です。

○**米山教育長** そうすると、前例の市の選定委員会委員は、学識は概ね同じだけど、学識で異なるのが衛生学の専門家と栄養学の専門家が違うところがあって、本市の場合は栄養学が入っていないところがあるのかなど。あと公共団体の代表者、本市は保護者、教育機関の職員ということで学校長、この辺が他市では入っていない。市民公募が他市では入っていないところがある、他市とは若干違うところがあるんですけど、学識経験者の中で、衛生学と栄養士の関係で、衛生の専門家を入れるということで、なぜかという、ここの委託は建物の委託だけでなく調理等の事業者の選定に関する委託も入っているので、栄養学の部門が必要なかどうか、その辺、ちょっと説明をお願いします。

○**田代教育部長** 栄養学についても確かに必要があるんですけど、ただ、栄養学につきましては、本市の場合、給食センターについては栄養士がいますので、事前に栄養士の意見をある程度聞くことができます。

○**米山教育長** 今、委員のメンバー的なものを聞きましたけども、市の栄養士、給食センターの栄養士と審査会の連携のとり方について、まとめておいてください。3名の栄養士が、本市の学校給食共同調理場にあった形の建物であり、調理業務になるように、市の栄養士の意見が審査会委員のほうに、また審査会の中に反映できるような仕組みづくりをこの中で入れておいてもらえればと思います。

以上です。

○**石亀委員長** ほかに皆さんからありませんでしょうか。

○**石垣委員** 学識経験を有する者というカテゴリーの中で、PFIに関する者とは、具体的にどういってお立場の方なのでしょうか。

○**田代教育部長** 他市では弁護士であったり、税理士であったり、そういう方が担当なさっていたというふうにはお聞きしていますので、今後、コンサルタント会社と相談をしながら選定をしていきたいと思っております。

○**石亀委員長** それでは、よろしいでしょうか。

それでは、この議案第1号についてお諮りいたしますが、教育委員会としてはこのとおりで異議がないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○**石亀委員長** それでは、議案第1号は異議なしということでお願いします。

○議案第2号 平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について

○**石亀委員長** 議案第2号「平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○**藤咲教育部参事** 議案第2号「平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について」。

本案は、平成27年第3回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

1枚目をお開き願いたいと思います。こちらには、今回、補正で各課から市の財政に予算要求をした補正額でございます。一般会計の歳出につきましては、総額5億7,269万7,000円、歳入につきましては20万円、学校給食共同調理場特別会計につきましては、歳入歳出とも1,252万6,000円の補正額として要求をしているところでございます。この補正額確定につきましては、8月中旬以降に額が確定しますので、それにつきましては9月の定例会で報告させていただきたいと思います。現状につきましては、関係部署等において、こういう形で補正額として要求をしています。

なお、細かい説明につきましては、これから担当課から説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木生涯学習課長 まず初めに生涯学習課でございます。

歳出でございますけれども、複合センター費、2款1項9目、複合センター施設の維持管理に要する経費、補正額は719万3,000円でございます。

内容でございますが、15節の工事請負費で、これは西白井複合センターの駐車場整備工事でございます。主な工事内容でございますけれども、中庭にアスファルト舗装によりまして22台分の駐車場区画を新設するとともに、既存が14台ございますけれども、そのうち一部は通路として使用するため、これは10台になります。合わせて駐車場区画数を32台にするものでございます。

補正理由でございますけれども、西白井複合センター中庭につきましては、これまで高齢者クラブがゲートボール場として利用されておりましたけれども、本年1月に今後ゲートボールは行わない旨、高齢者クラブから申し出がありました。そのことで、長年の懸案事項で喫緊の課題でありました西白井複合センターの駐車場不足の解消を図るため、早期に工事を行うことで補正をするものでございます。

以上でございます。

○田代教育部長 3ページをご覧いただきたいと思います。学校教育課でございます。

まず事務局費で、9款1項2目でございます。一般職員人件費です。補正額については103万7,000円でございます。これにつきましては、桜台小中学校給食運営事業として、桜台小学校の栄養士の180時間の残業代26万7,000円です。それと、学校共同調理場建替事業で240時間の残業代77万円の増額です。

これらの補正理由につきましては、桜台小学校に今まで配置されていた県費の栄養士の加配がとめられてしまいましたので、急遽、市で任期付栄養士を採用したため、市で時間外手当を負担することとなりました。それと、学校給食共同調理場建替事業において、再度、さまざまなことを協議及び資料作成等に関してやり直したために、今後多大な事務が生じてくることから、時間外手当を補正するものでございます。

続きまして、4ページを見ていただきたいと思います。教育費の9款1項3目、教育の情報化推

進事業でございます。補正額は64万8,000円でございます。

補正理由としまして、中学校の教科別の学習の記録一覧表に学年末評定覧を新設することでございます。これにつきましては、公立高校入試の選抜の出願書類であります調査書の誤記載を防ぐためでございます。平成24年度は我孫子市、平成26年度には県内複数市町で調査書等の誤記載があり、子ども達の進路に大きな影響を与えている事件が起きております。それによって本年度2件の懲戒処分を県からも受けております。学校教育課では、25年度から調査書作成のチェックリストとか、27年度には通知票、指導要録についてもチェックリストを作成して学校に周知してきました。現在のところ、複数の職員で複数回点検しているために未然に誤記載を防ぐことができています。ただ、平成27年4月21日付けで県教育委員会教育長より指導要録及び調査書等の進路等に関する書類の作成、点検、管理及び保存についての通知が出されました。各教育委員会が具体的な手立てを講じて各学校へ指導することとなっております。今後も進路決定を左右する調査書等の誤記載はあってはならないことです。そこで、学習の記録一覧表に学年末評定と各学期の評定の数値等が1枚のシートで示されることによって点検の精度を高めることができます。

通知票には、1学期、2学期、3学期のほかに学年末評定が記載されて、保護者にも学年末評定が通知することができます。今回、システムの中の一部を変えるために委託をかけるための補正でございます。

続きまして、5ページでございます。9款1項3目の指導費でございます。特別支援教育事業の中で、補正額2万2,000円でございます。これにつきましては、就学指導委員会の委員長報酬の3回分の報酬でございます。実は、これは平成26年度に実施した就学指導委員会、3回でございますけれども、医師である委員長1名の報酬の支払いをしていなくて、平成27年度予算で支出することになったことから、本年度予算に不足が生じたため補正をいたします。

続きまして、6ページでございます。教育センター費、9款1項4目、推進モデル校指定事業でございます。補正額につきましては、消耗品費20万円でございます。これは県教育委員会からの委託を受けて、県が作成した映像教材等の効果的な活用や道德教育の一層の推進を図るため、桜台小・中学校が県からの研究校に指定されました。

なお、これにつきましては、後ほど歳入のところで出てきますけれども、県のほうから同額の歳入があります。

以上でございます。

○長谷川文化センター副主幹 本日、小松参事は他の会議に出席しているため、長谷川から報告をさせていただきます。

平成27年9月補正予算要求額、歳出、プラネタリウム館費、文化センター費、9款4項5目です。01事業のプラネタリウム館運営事業、補正額が時間外手当で18万7,000円となっております。

積算の根拠は、現員現給によるものが11万2,000円、事業の増加によるものが職員2名分、10時間分で7万5,000円になります。

補正の理由については、リニューアルに伴う準備やイベントの増加、機械の操作を習得するのに時間を要するため、増額していただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木生涯学習課長 続きます、8ページでございます。体育施設費、9款5項2目、白井運動公園管理運営事業でございますが、補正額は66万1,000円でございます。内容では、13節の委託費で、競技広場改修工事施工監理委託料でございます。補正額につきましては66万1,000円でございますけれども、今後の監理委託料につきましては76万440円を見込んでおまして、執行残がありますので66万1,000円となっております。

補正の理由でございますけれども、白井運動公園競技広場改修工事につきましては、本年度実施する予定でございまして、これに対する設計については現在行っております。8月中には設計が完了して、その後、工事を発注するようになりますけれども、工事を発注するにあたりまして、その工事の施工監理をしなくてはならないということで、当初、職員がこの監理をすることを見込んでおりましたが、業務の関係上、現在のところ対応できません。工事監理につきましては建築士の資格を有した者がやらないといけないことになっておりますので、専門家のほうに施工監理業務を委託するというを予定しているものでございます。

以上でございます。

○田代教育部長 9ページをお願いいたします。学校給食費、9款5項3目でございます。学校給食共同調理場建替事業の補正でございます。5億6,274万9,000円でございます。1つずつ説明をさせていただきます。

1節の報償費3万3,000円でございますけれども、これは先ほど議案第1号の附属機関条例の一部を改正する条例にありました白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会の委員の報酬でございます。有識者3名分、公共的団体の代表者1名、公募市民1名の5名分の報酬でございます。本年度、1回分の委員会を開くための報酬を補正します。

続きます、9節旅費でございます。これにつきましては、まず01の費用弁償ですけれども、有識者3名分の、東京から白井までの1回分の交通費の費用弁償額になります。

次に、02の普通旅費でございますけれども、これにつきましては、土地を購入するために、URの本社が新宿にございますので、新宿まで打ち合わせに行く職員の普通旅費でございます。

次、10ページにいきまして、需用費の食糧費でございます。これにつきましては、選定委員会を行うときの委員へのお茶代になります。

なお、そのお茶の下に「東京駅～白井駅」とありますけど、これは消してください。

次に、13節委託料でございます。不動産鑑定委託料でございます。これにつきましては、建替

候補地に対して不動産鑑定をしてもらうための委託料でございます。17万3,000円の補正額になります。

続きまして、学校給食共同調理場建替事業アドバイザー業務委託料で、補正額1,285万2000円でございます。アドバイザー契約につきましては、建替事業をPFI方式で実施するため、平成27年度から30年度の約4年間にかけてアドバイザー契約をいたします。アドバイザー業務につきましては、PFIの事業者の公募をするための資料の作成であったり、PFI事業者を選定するときや契約を締結するための支援、またはPFI事業者に問題が生じたときに金融機関が事業者に対して一定の介入をすることを可能にするために、金融機関と市が直接協定を締結します。そのための支援であったり、設計、建設のモニタリングであったり、そういった事業がございます。その事業の全てをこのアドバイザー業務委託で行います。補正額につきましては、27年度分ということで、約5カ月分の委託の補正額でございます。

続きまして、17節公有財産購入費です。補正額5億4,967万3,000円、これにつきましては、候補地の建替用地の取得費でございます。この積算根拠につきましては、相続税の路線価価格を求め、1平方メートルあたり7万2,500円と計算して、この金額を出しております。

12ページにつきまして説明をいたします。先ほどのアドバイザーの業務委託につきましては、4年間で5,794万2,000円の継続費を設定します。これにつきましては、アドバイザー契約を締結する財源を確保するために継続費という形で補正をさせていただきます。

13ページをご覧いただきたいと思っております。歳入でございます。県支出金で15款3項4目でございます。平成27年特色ある道徳教育推進校における研究事業でございます。これは補正額20万でございます。これにつきましては、先ほど桜台小中学校の道徳の研究のために県と市が委託契約を結んで行うものでございます。

続きまして、14ページに移らせていただきます。学校給食共同調理場につきまして説明いたします。総務費、1款1項1目でございます。一般職員人件費でございます。補正額は628万6,000円でございます。補正理由として、人事異動により1名の職員が増員となったことにより、合計4名分の職員の現員現給の増額という形の補正でございます。

次に、15ページをご覧いただきたいと思っております。総務費、1款1項1目の給食運営委員会運営に関する事業、補正額17万4,000円でございます。その内訳は、1節報酬で学校給食共同調理場運営委員会委員報酬でございます。これにつきましては16万7,000円の補正でございます。

同じく9節の旅費でございます。これにつきましては、運営委員の中で1名都内から通われている一級建築士の方がいらっしゃいますので、その方1名分の費用弁償になります。

11節でございますけれども、これにつきましては、3回分の茶菓代になります。

補正理由につきましては、平成23年度から学校給食共同調理場の老朽化対策について審議を行った際、移転・建替えをすることに推進をしておりましたけれども、今回、平成27年第1回定例会

において、学校給食共同調理場建替えに係る新年度予算が否決されたことに伴い、再度運営委員会で審議が必要となったため、委員会の開催回数を3回増やし、報酬・旅費・需用費の補正をしたものでございます。既に2回行っております。あと3回分の委員会にかかる費用でございます。

次に、17ページをご覧ください。03事業の施設維持管理に要する経費でございます。補正額30万円でございます。枠配分の100万からもう既に92万2,320円を執行しております。残額が7万円弱であるため、今後急な修繕に対応するために、昨年度の下半期の修繕の支出額を参考にして30万円の補正をするものでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。学校給食事業に関する経費でございます。補正額57万6,000円でございます。これにつきましては、訂正をお願いしたいんですけども、積算根拠の中の2行目、制御装置（シーケンサ）とあります、これは商品名で申し訳ありません。コントローラのことです。その訂正をお願いしたいと思います。

補正理由につきましては、食器・食缶洗浄機は合計3台ございます。そのうち1台は、6月、5月に既に2回とまってしまって、何とかして修繕をしました。それは小さい機械だったために60万程度で済んだんですけども、残りの2台、平成7年に設置した食器・食缶洗浄機は2台あります。その2台が経年劣化により制御装置に不具合が生じる可能性が高くなって、保守点検でも、変えないといけないということです。今後、制御装置を交換しないと急にとまってしまう恐れがあります。そうしますと翌日の給食に支障を来すことから、今回の補正をしていくものでございます。

続きまして、19ページでございます。歳入になります。歳入につきましては、下の繰越金から説明したほうがわかりやすいと思います。繰越金は、26年度の決算が終わったために、実質の繰越金が687万3,752円ありまして、当初予算で75万円計上してありますので、差額として補正額は612万3,000円で、26年度の決算から余剰分が歳入という形で入ります。

次に、一般会計繰入金でございます。補正額は640万3,000円でございます。これは先ほど説明しました補正の歳出の合計が1,252万6,000円でございます。それから繰越金が612万3,000円ございますから、この部分を引いた額が640万3,000円でございます。この額を一般会計から繰り入れて、歳入歳出の分を同額にするものでございます。

以上です。

○石亀委員長 たくさんのご説明がありましたので、一旦ここで休憩を入れまして、休憩後に質問等、協議をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。15時10分から再開します。

午後3時03分 休 憩

午後3時15分 再 開

○石亀委員長 再開します。

議案第2号の説明をたくさんいただきましたが、皆さんから質問があるかと思しますので、生涯学習課の最初の複合センターについて、ありますか。

○石垣委員 中庭ということなので、駐車場の入口は1つで、裏側に行くというイメージでいいんでしょうか。

○鈴木生涯学習課長 入口は、今の1カ所で、途中でちょっと狭くなっておりますので、そのところを少し広げて、4.8メートルくらいの通路幅になるんですけれども、入れるようにします。そのために既存の、今とめられる区画を通路とするので、少なくなるということになります。

○石垣委員 4.8メートルということは、一応すれ違える広さを確保されているということなんですか。

○鈴木生涯学習課長 図面上、見てみましたら、たしか4.8メートルぐらいだったんですけども、乗用車でしたらぎりぎりすれ違えるのかなと思いますけども、お互いに譲り合っていたほうがスムーズな出入りはできるかなと思いますけども、幅的には、すれ違えるという幅になっています。

○石亀委員長 高齢者クラブの方のゲートボールを行わないということも、ゲートボールをされる方がいらっしやらなくなるということですか。

○鈴木生涯学習課長 申し出があったということで、それについては、ゲートボールはもう行わないということだと思います。

○石亀委員長 わかりました。駐車場になるということは、同意があるのかどうかはわかりませんが、高齢者クラブの方はわかっていらっしやるわけですね。

○米山教育長 3つ聞きます。まず1点目が、今までは複合センターと駅前センターは、利用者が徒歩圏であるということで駐車場が不足していたけども、徒歩圏であるので講師であるとか、一定の人以外は徒歩でお願いしますということで進めてきたので、ここで駐車場をつくるとなると、方針を変えて、場所があれば今後は駐車場を広げていくのかどうか、方針の変更なのかどうか、まず1点。

2点目、この工事をいつやるのか。いつからいつまで工事を想定しているのか。

3点目、ゲートボール場の広さと屋内排水と駐車場の設置の予算が何か関係あるのかどうか。これについてお願いします。

○鈴木生涯学習課長 1つ目ですけども、確かに徒歩圏内ということで整備されたというのが当初ございます。徒歩圏内といえども、西白井複合センターについては駐車場台数が14台ということで、駅前センターのほうも概ね同じなんですけれども、そちらについては駐車場をつくる場所がございません。方針ということでは、徒歩で来られる方が基本だということになろうかと思えます。複合センターは、こういうことで場所が確保できましたので、課題の解決ができるということで、駐車場を増やすと。徒歩という部分では基本的にはありますけれども、駐車場の整備をさせていただくということになります。

工事の時期でございますけれども、予定としては、今後補正予算が通りまして、入札等を行って、1月ぐらいか2月ぐらいには工事が終わるのかなというふうに聞いています。そういう予定であります。

す。

あと、屋内排水のことなんですけど、手元のところでわからない部分があるんですけども、駐車場舗装工事をしますので、たしかその舗装、外部への流出を防ぐということだったのかなというふうに記憶しています。

○米山教育長 例えば雨水をどっかに持っていくために屋内部分と屋根の部分と連結させるからとかっていうんだったらいいけど、単純に敷地内の汚水だけだったら、屋内ではないんで、これ、確認をしておいてください。

○鈴木生涯学習課長 確認をいたします。

○米山教育長 工事は、1、2月に終わるというんだけど、工期はどのくらいですか。

○鈴木生涯学習課長 工事自体は、1カ月ぐらいで終わるとのことなんですけども、その準備がございまして、当初、1月ぐらいにはというような、一番最初のスケジュールがあるんですけども、若干その余裕を見ましても2月ぐらいには工事が終わってくるというふうになるかと思えます。補足しますと、各事業だとかというものには影響のない形での工事にいたしますので、そちらの調整も含めましても年度内には十分終わるといようなスケジュールを組んでいます。

○米山教育長 方針の変更なのか、ゲートボールの団体が使用しなくなったので、市民からの駐車場の要求がたくさんあったので、一時的に駐車場として有効利用を図るのか、それはどっちかにきちっと。例えば駅前センターも、近隣の土地が売り出しされたから、駐車場確保のために市としては買って行くのか。同じように駐車場の不足の要求は出ているから。方針としては、徒歩圏なんで、なるべく徒歩での利用をお願いします。ただし、ゲートボール場が使わなくなったので、課題であったものをクリアするために駐車場として舗装するのか、その辺はどちらかに選別をしておかないと。

○鈴木生涯学習課長 ゲートボール場としての使用がなくなりましたので、その課題となっていた駐車場問題を解決するために駐車場等を設置することなんですけれども、その駐車場の整備にあたっては、アスファルト舗装を予定しておりますので、基本的に、一時的ではなくて恒久的な駐車場の整備の計画になってございます。ただ、同じ公共の敷地内でございますので、新たに用地買収をするだとかいうことはございませんので、その枠組みの中でできることですので、その範囲で工事を行いたいということです。

○小林委員 現状としてはわかるんですけども、将来的には、特に駅前センターは、隣の本屋さんが1万円罰金と書いて、実際にとられた人もいると聞いていますので、将来的には駐車場の確保は考えていったほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

○米山教育長 駐車場として整備するのは、要求があったので構わないんだけど、例えばほかの施設が必要だとか、いろんなものが必要だというのがあったとして、なぜ駐車場にしたのか。要は徒歩圏であるんだから、駐車場は整備しない方針でいたから、あそこを駐車場として整備するということは、いろんな選択肢があった中での駐車場としたのか、それとも土地があったから駐車場だよという形で

整備するのか。あった要求をまとめておいてください、どんなものが必要であったか。その中で一番のリクエストが駐車場として多かったのか。

○鈴木生涯学習課長 その辺については整理をさせていただきたいと思います。現状では、路上駐車の問題が、かなり出ておりますので、交通安全上の問題もかなり影響が出ている状況もあります。現状では、そういう要望が一番多いという認識ではおりますけれども、改めてそれは整理をさせていただきたいと思います。

○石垣委員 先ほどのお話で、工期は事業に影響ないという話でしたけれども、ちょうど1月、2月というのはフェスティバルの時期が重なります。そこまでには終わらせたほうがいいかなと思います。

あと、駐車場が増えることによってどういう影響があるかという、当然、出入りする車両が多くなりますので、既存の出入口を含めて死角ができますし、照明とか、カーブミラーとか、そういう安全確保も必要かと思っておりますので、その辺のご検討をお願いしたいと思っております。

○鈴木生涯学習課長 今ご指摘いただきましたので、改めてその辺の交通安全対策については、再度検討、検証してみたいというふうに思います。

○米山教育長 最後に1つ、質問の中に、待機児童がいる中で西白井駅圏の清水口保育園は満杯である。であれば、中庭に、例えば認可保育園、本当の駅前を使いやすいので、そのような検討をしたのかというような話も出るかもしれない。清水口が今いっぱい、待機児童がいる保護者としては、なるべく子どもを預けてそのまま電車に乗れるというのがベストになると思うので。認可保育園の誘致が必要かどうかは別にして、そのような検討を例えば保育課のほうに投げかけたのかとか、その辺も一応話を聞いておいてください。

○鈴木生涯学習課長 その辺は確認をさせていただきます。

○石亀委員長 結構なスペースがありますので、いろいろな検討をされた上でのことだと思いますので、よろしく願いいたします。

複合センターについては、いろいろ検討事項はほかにもあるのかという質問はされるだろうということ踏まえた上で、予算はこのとおりで要求するということですね。複合センターについては、ほかによろしいでしょうか。

では、学校教育課のほうから3点出ていますが、教育センター室のほうまで含めて。

○米山教育長 まず、一般職員人件費の関係なんですけども、まず桜台小中給食運営事業、時間外が180時間で26万7,000円、これは栄養士だから、1人分で、何日分ですか。

それと、学校給食共同調理場建替事業は、何人で、240時間で、何日分なのか。

○田代教育部長 まずは、桜台小中の学校給食運営事業は、栄養士の時間外でございますけども、栄養士が4月、5月に対しては年度初めの事務、特にアレルギー対応食をつくっておりますので、そういったこともありまして、4月、5月で合わせて82時間残業をしております。6月から月に約10時間という形で計算をして、180時間という形で積算をしております。

続きまして、学校給食共同調理場につきましては、人数的には、担当1、2名が主にかかわっていますけども、例えば先日も保護者説明会に職員が3人出ておりますので、そういったことも含めまして、主に1名で、月20時間ぐらい残業をしておりますので、それで計算をして、240時間という形で積算をしているところでございます。

以上でございます。

○石垣委員 小学校の栄養士は、県から市にという話は前にも説明を受けましたが、桜台中学校の栄養士の配置状況というのはどうなっているのでしょうか。

○田代教育部長 桜台中学校の栄養士については、県費負担でございます。

○石垣委員 わかりました。

○石亀委員長 ほかにありますか。

それでは、学校教育課関係、事務局費、指導費については特にありませんか。よろしいでしょうか。

○石垣委員 4ページの情報化推進事業の委託料の話ですが、学習記録一覧表に、1枚のシートで閲覧できるようになるというお話でした。そのフォーマットの変更とLANシステムの一部変更という話がわからなかったんですけども、もともとLANはつながっているんですか。

○田代教育部長 LANはつながっています。

○小林委員 それは、親が公開請求をしなくてもいいわけですか。

○田代教育部長 通知票については、もう事前に教えてしまいます。

○小林委員 それと同じものが通知されていれば問題ないわけでしょう。それが打ち間違いで、親に通知したもののずれがないということですか。

○田代教育部長 ずれは、生じないようにはなっています。

○小林委員 例えば打ち間違えたのを、もう1回チェックしないまま誤記載になったわけですね。その誤記のまま、両方に通知してしまうということはないですか。

○田代教育部長 それにつきましては、保護者に伝えるのは今回初めてでございますので、1学期、2学期、3学期の評定を見て、学年末評定がどうであるかというのは、その通知票を出す段階で相互点検をしますから、そのときに、例えば4、4、4できたときに3と出てくれば、これはおかしいよというふうに、親に渡す前にわかるものでございます。今の3年生は、1年生のときに学年末評定を親に教えていませんから、今度の調査書を点検するときに、今の3年生が1年生のものと2年生のもの、それを見ながら誤記が生じたかどうか、打ち間違いがあったかどうか点検ができるという状況にはなりません。

○小林委員 親に渡す前に、それはもうわかるということですか。間違ったまま親に通知して、親が見て、これ、おかしいじゃないかということはないわけですね。

○田代教育部長 それはいいです。親に通知する前にきちっと学校内で点検をいたしますので。

○小林委員 その点検が今まで、したはずなのに、打ち間違えたまま機械に入力してあったため、機

械がそのまま判断した。

○田代教育部長 過去に学年末評定は通知していませんので、親には打ち間違いが生じていた場合でもわかりません。

○小林委員 今まではね。これからは間違っただけをそのまま親に通知して、親が気づいて、やっぱり違ったなというのはあり得ないかどうか。

○田代教育部長 それは、あり得る可能性はあります。

○小林委員 このチェックリストというのは、点検の回数を増やすとか、そういうことが含まれているんですよ。

○田代教育部長 はい。

○小林委員 つまり1回機械に打ち込むと、もう1回点検しても、そこで間違っていた場合に、機械を信頼しちゃうというか、それがきつと間違えの根本なわけで、人間の目で回数を増やすとか、そういうようなことがさらに厳しくなっているんじゃないですかね。

○田代教育部長 そうです。何回も点検するようになるということになります。

○米山教育長 要は、機械が何らチェックするものではないと。だから、今後も同じように一覧表に学年末評定は記載されるけど、その数値自体も誤記載される可能性はあるということではないんですか。

○田代教育部長 はい。ただ、点検するのに点検しやすくなるということです。

○小林委員 一覧になっているということ、評定まで入っているから。

○田代教育部長 全部一覧になっているわけです。今まで何枚もの紙を見ないとだめだったものが、1枚の紙で全部点検できると。

○石垣委員 ヒューマンエラーのリスクが減るということでいいですよ。

○田代教育部長 はい、そうでございます。

○石垣委員 わかりました。

あともう一つお伺いしたいんですけど、早速3年生にとっては調査票、もう年内ですかね、必要になってくる生徒さんがいると思うんですけど、9月の補正でシステムの変更が間に合うんですか。

○田代教育部長 5校分というので、そんなには大きな時間はかからないでシステムを変えることができます。実際に調査書の作成時に学年末評定が入るのは、11月の終わりに評定を打ち込みます。ですから、それまでには間に合うようにできると思います。

○石亀委員長 保護者にも知らせなさいという指導があったということですがけれども、それは保護者の目でも確認できるようにという意味合いですか。そうすると、もし学校側でそういう間違いを発見、ヒューマンエラーがあったとして、保護者も気づかなかったということで、気づかなかった保護者にも責任があるということではないですよ。受験した学校に出された調査書を取り寄せて、自分の手元にある評定と比べてみて、やっぱり違っているということに気づくということもあるわけですよ。

○田代教育部長 はい。

○石亀委員長 保護者の責任ではないということですね。

○田代教育部長 これは完全に学校の責任でございます。

○石亀委員長 多くの目で確認していただくという、確認ができるということですね。

ほかに。電算委託料についてはよろしいでしょうか。

特別支援教育事業について、委員会委員の報酬についての補正ですが、これについては特によろしいでしょうか。

教育センター費、推進モデル校指定事業についての補正。よろしいでしょうか。これについては、歳入と合わせて一致しているということだと思いますので、これまでのところはよろしいですか。

では、文化センター・プラネタリウムについて、プラネタリウム館の運営事業、補正額、人件費ということですが、これについてもよろしいでしょうか。

○石垣委員 6ページの教育センター室のほうです。推進モデル校指定事業で20万ほど補正の額が上がっていますが、これは市内2校を研究校に指定するとなっていますが、8万円はもともとどういう想定で請求された額なんですか。

○田代教育部長 この8万円は、白井第一小学校の国語の研究に4万円と大山口小学校の体育の研究に対する消耗品費4万円の8万円でございます。市指定の研究でございます。

○石亀委員長 4校分になったということですね。一小と大小にプラスして桜台小中の道徳教育の推進ということですね。

○田代教育部長 そうでございます。

○石亀委員長 では、ほかによろしいですか。

せっかく長谷川先生がいらっしゃるの、これは相当忙しくなったということですか。

○長谷川文化センター副主幹 先ほど申し上げましたように、今忙しくなったからどうなるんだというのがあるんですが、今後のためにもちゃんと数字的には残しておいたほうがいいんじゃないかというふうになって、今回補正をいたしました。

○石亀委員長 どれくらい忙しいかアピールしていただいて。これでも少ないほうですよ、多分、作業時間としては。時間を結構割いていらっしゃると思います。

○米山教育長 せっかく長谷川先生がいるので。

リニューアルに伴う準備やイベントというのは、もう既に終わっていると思います。当初予算で62万4,000円で、執行済額が約25万円、今後もまだ56万円持っています。なおかつ、ここで18万7,000円を補正するということは、リニューアルの理由はもう成り立たないので、今後何が増えるので、56万を持っている上に18万7,000円の時間外勤務手当を補正するのか、その内訳は何のためですか。

○長谷川文化センター副主幹 今年度は27年度ですけれども、25年、26年の積算をして、月ごとの、多く時間外が必要になるときと、そうでもないときがあって、それを積算していくと、やはり2

7年度では不足するということが見えてきたので、その金額といたしました。リニューアル、準備やイベントは、終わったわけですが、ここにきて機器がまだ1年目ということであって、バグとか、出てきていることはたしかです。

○**米山教育長** リニューアルのためのイベント等で持っていた時間外を先食いしちゃったので、その分足らなくなった不足する分と、今後の来場者が増えて、新しい機器に対応するための2つの理由で時間外勤務手当が増えるということですか。

○**長谷川文化センター副主幹** そうでございます。

○**石亀委員長** ほかによろしいですか。

それでは、次に生涯学習課の体育施設費、運動公園の管理運営事業についてですが、こちらのほうはいかがでしょう。

○**米山教育長** 委託費は総額76万円なのか、66万円なのか、どちらですか。

○**鈴木生涯学習課長** 委託費自体は76万円です。補正額は、執行残が約10万円ほどありますので、その不足分が66万1,000円になります。

○**米山教育長** 補正額は66万1,000円なんだけど、施工監理業務委託料は約76万円ということですね。これだけだとちょっとわかりにくいんだけど、当初予算額から執行済額を引いた残りの額と今回補正する66万1,000円を足した額が、この施工監理料になります。施工監理料が66万1,000円ではなくて、約76万円になるということになります。ほかは積算根拠が書いてあって、これだけ積算根拠がないので、もし積算根拠を書き足すのであれば、見積もりをとったら76万円だったよというのがわかればいいけど、これだと66万円だとみんな理解しますよ。

○**鈴木生涯学習課長** 今、教育長からご指摘がありまして、積算根拠がここに記載されておられませんけれども、業者見積もりをとりまして76万440円の見積もりが上がったということが積算根拠でございます。申し訳ございません。

○**石亀委員長** ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、学校給食費のほうが学校教育課から出ておりますが、学校給食費に関する、それぞれ細かく出ておりますけれども、この中でありましたらお願いします。

○**米山教育長** まず最初、アドバイザリー業務委託料1,285万2,000円、半年分で1,200万ということは、年間分の2,400万に相当する業務料があると思うので、何をどう頼んで、何をやるかというのを、内訳をつくっておいてください。アドバイザリー業務委託というのは、4年間でこういうことをやりますよと。ただ、金額を4年間分で割り振ってあるということは、委託の業務の内容も4年間で割り振るはずだろうから、何と何をどうやって割り振るかというのを、要求水準書で出したものについての報告書なり成果物が本年度分も上がってくるのか、それともトータルして最終年度に上がってくるのか、成果物は何と何が上がってくるのかというのをつくっておいてください。

○**田代教育部長** はい、わかりました。

○米山教育長 単純に5,500万円分の内訳は何って、5カ月で何をやるのというのをつくってもらわないと、説明するのが大変だと思います。

続けて、17節の公有財産購入費の7万2,500円/m²、これは路線価から持ってきたというんですけど、路線価からどうやって持ってきて7万2,500円と出たんですか。

○田代教育部長 近隣の相続税路線価価格が5万8,000円です。それが実際に売り買いするときには2割増しになって、7万2,500円というふうに計算をしております。

○米山教育長 であれば、路線価価格ではなくて、路線価価格の時価売買実績が概ね0.8で割り算をするということであれば、その事例なりを持っておいてもらいたいと思います。相続税の路線価価格と実際の売買取引が、路線価価格は80%というのを実績として何か持っていないと算出根拠として出しにくいので、反対に、全国的に概ね売買取引事例というのは路線価価格分の0.8というのを持っていてもらいたいと思います。

○石垣委員 アドバイザリー業務委託料についてなんですが、この業務を請け負う事業者というのは非常に長期にわたってですし、金額も大きい。どうやって委託する事業者を選定するのでしょうか。

○田代教育部長 事業者はコンサルタント会社になりますけども、これにつきましては、入札方式ではなくてプロポーザルの方式によって、過去の実績、こちらの要求とか含めた中で説明をしていただいて、選定をする予定でございます。

○石垣委員 先ほどの議案第1号で追加した白井市学校給食共同調理場の選定委員会の中でということですか。

○田代教育部長 アドバイザリーにつきましては、先ほどの選定委員会とは全く別物でございます。アドバイザリーの会社が選定委員会のサポートをする形になりますので、選定委員会で使うためのいろんな書類をつくってもらったりします。ですから、全く別物でございます。アドバイザリーをやる会社とPFI事業者を实际選ぶための選定委員会、同じプロポーザルでやるので、同じものを2回繰り返すようになってございます。ただ、メンバーは違います。

○米山教育長 その辺、よく説明をしてください。選定委員会は何を決めて、アドバイザリー契約業者は誰がどうやってプロポーザルで決めるのかを話ししないと、それは例えば財政課長、副市長がメインで決めるのかなど説明してください。

○田代教育部長 順を追って説明します。補正が通りましたら、先にアドバイザリー事業委託をするためのコンサルタント会社を決めます。これは先ほど言ったプロポーザル方式によって決定します。このときの選定委員については、部内もしくは庁内、財政課長とか、管財契約課とか、教育委員会庶務とか、内部で決めます。それでアドバイザリーの会社が決まります。その後、その会社で、今度はPFI事業者を募集するためのさまざまな資料を一緒になって作ってまいります。その間に先ほど言いました共同調理場の建替等事業者選定委員会を組織して、その組織の中でプロポーザルをした上でPFI事業者を選びます。そのときの、そのアドバイザリー業者に審査にかかわる支援をしてもらう。

実際に募集をするときに、いわゆる要求水準書という、こんな事業をやってくれ、こんな建物を建ててくれというのを公表しますので、そういった書類をそのアドバイザーの会社につくってもらいます。その後PFIの業者選定委員会で選んでいただいて、PFIの業者が決まります。設計1年、建設1年かかりますけど、そのときのモニタリングをこのアドバイザー業者にやっていただきます。ですから、合計4年間です。30年度の最後に終了します。31年の2月なり31年の4月から供用開始を目指しておりますので、30年度までアドバイザー業者にずっとやっていただくという形になります。

○小林委員 一度議会で否決される前に出したものと違っている点を教えてください。

○田代教育部長 前回の議会に出したところで違っている点でございますけども、まずは、10ページの13節にあります不動産の鑑定委託料です。これは新たに入れたものでございます。それと17節の公有財産購入費です。代わりに、ないものが1つあります。契約後に土地の測量と地質調査を、今年すぐにやろうと思ったんですけど、契約を交わした後でないとできないことになりました。12月に契約できれば、12月議会で補正をかけますけども、できなければ土地の測量と地質調査は来年度予算に持っていく形になります。そこだけが入れ代わりました。

以上でございます。

○石亀委員長 アドバイザー業務については、ほかによろしいですか。

○石垣委員 アドバイザーというか、委託料のところですか。不動産鑑定委託料が新規に計上されたという話なんですけど、先ほどの説明だと、候補地に関する鑑定ということで理解しているんですけども、いつの時点で、どの業者に払われるものなんでしょうか。

○田代教育部長 この補正が通った後に業者のほうに頼んで、そのときの時価を鑑定していただきます。鑑定士をお願いします。

○石垣委員 その鑑定の結果、購入費が変わるといってもありますか。

○田代教育部長 不動産鑑定につきましては、URのほうで2社行うようにはお願いしております。そこで価格提示がございます。また、市で委託する不動産鑑定と、そこで価格の交渉を行うことになります。

○米山教育長 価格は変わります。これはあくまでも予算なので、予算を持っていないと契約の交渉に入れないので、そのために路線価の割る0.8ということで、単価で予算を持ちました。その後、不動産鑑定士に委託をかけて、市の委託をかけた額とURの持ってきた額とのすり合わせをして、その結果で売買価格が決まります。その金額が最終的な契約額になります。これより低くなれば予算が余る。足りない予算では見積もれないので、これより高くなることはないということで予算を見積もっています。

○石亀委員長 よろしいでしょうか。

○高城委員 数字が少ないところなんですけれども、10ページのお茶代が、160円が1人分で、

16ページの茶菓代になっているところで1人分180円、この基準はどのように。例えば、このお茶だったら幾らとか。

○藤咲教育部参事 茶菓の単価につきましては、財政のほうで1人あたり180円の単価を示されております。実質180円使わないので160円でもできるという形で、9款5項3目について160円の単価でやらせていただきました。給食については、財政が認めている180円で積算したということになります。

○石亀委員長 細かいんですけど、旅費なんですけど、市外委員の旅費、URとの打ち合わせ、どちらも1,095円ですが、これは片道分でいいんですか。

○田代教育部長 片道が1,095円というふうに考えて、掛ける2人、4回というのは、実際には4回乗るだけで2往復分でございます。

○石亀委員長 別のところは掛ける往復で記載されていたので、15ページのほうは2往復×3回、こちらは2往復ということで。

○田代教育部長 はい。申し訳ありません。

○石亀委員長 それでは、12ページまではよろしいですか。

13ページ、教育センター室、こちらのほうはいかがですか。道徳教育推進校ということで、これが採用されるということですので、よろしいですか。

それでは、14ページ以降の学校給食共同調理場の歳出について、ありましたらお願いいたします。こちらについては特によろしいですかね。

では、17、18、19ページあたり。こちらは特によろしいですか。

○米山教育長 18ページ、いいですか。工事はいつやりますか。

○田代教育部長 制御装置の入れ替え自体は冬休みに行います。そんなに時間がかからないので。

○米山教育長 食器洗浄機2台（1号機・2号機）の制御装置の更新で、1号機の制御装置、2号機の制御装置じゃなくて、制御盤が一式になっているんで、その制御盤自体を全て変えることによって、1号機、2号機で、食器洗浄機もあるはずだから、この制御盤一式を変えることによって延命できるのかどうか。これは食器洗浄機だけの制御盤なのか、その辺だけ説明しておいてください。

○田代教育部長 1号機、2号機、もう一つ、3号機というのがあります。それぞれ個別の制御盤です。連動しているわけではないということです。食器洗浄機の3号機について、これはもう既に制御盤を、60万円程度で入れ替えをしたということでございます。ただ、1号機、2号機は大きいので、これだけの額が必要になるということで、これは個別の制御盤です。

○石垣委員 食器洗浄機2台にそれぞれ個別の制御装置が必要ということですか。それから、プログラムが必要ということなので、ハードと、プラス、ソフトの面でこの金額ということですか。

○田代教育部長 そうでございます。プログラムをしないと制御盤が動かないそうです。

○石垣委員 細かいことなんですけど、積算根拠には、そのプログラムの作成費用というか、システムの

構築ということも含むということが書いてあったらいいと思いますけども。

○田代教育部長 ただ単に機械を入れ替えるのではなくて、プログラムをするための金額もこの中に入っております。

○石亀委員長 ほかに。

○石垣委員 食器洗浄機の予算請求とは違うんですけども、先日もボイラーが壊れたとかいう話がありました。年度内に何とか稼働できそうな状況なんではないでしょうか、ほかのシステムについてですね。

○田代教育部長 ボイラーも修繕し、動くようになっています。夏休み中にさまざまな機械を全て修理し、動く状態にはさせます。

○石亀委員長 ほかに、よろしいですか。もし全体を通して何かありましたら。

それでは、出尽くしましたか。よろしいですか。

それでは、議案第2号、全体についてお諮りいたします。教育委員会の意見としては、いろいろ質問させていただきましたが、異議がないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 補足するところは補足していただいて、異議なしということでよろしく申し上げます。

○報告第1号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

○石亀委員長 続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

○田代教育部長 報告第1号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について」。

本案は、白井市学校給食共同調理場運営委員の任期が平成27年7月31日をもって満了となったため、新たに委嘱又は任命したので報告するものでございます。

それでは、裏面をご覧ください。選出区分の学識経験を有する者から教育機関の職員までの委員につきましては、各団体等の推薦により全員再任するものでございます。また、市民から学校給食の運営について広くご意見をいただくため、市民公募につきましては、新たに七海澄子様を委嘱するものでございます。任期につきましては、平成27年8月1日から平成29年7月31日でございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。再任ということと一般公募でお一方決まったということで、よろしいでしょうか。

それでは、特に質問なければ、報告第1号についてはこれで終わりますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 終わります。

○報告第2号 白井市文化センター運営協議会委員の委嘱又は任命について

○石亀委員長 報告第2号「白井市文化センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

○長谷川文化センター副主幹 報告第2号「白井市文化センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」説明いたします。

本案は、白井市文化センター運営協議会委員の任期が平成27年6月30日をもって満了となったため、新たに委嘱又は任命したので報告するものです。

裏面をご覧ください。委員の任期は平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間です。委員の構成は、文化センターを構成する文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館の各運営委員の代表各2名及び一級建築士である学識経験者1名の計9名で構成されております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いします。

再任の方と、あと新任の方がお二方いらっしゃるということですが。この皆さん方をお願いしていくということで、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 報告第2号については以上で終わります。

非公開案件 ○報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他、何かありましたらお願いします。

○鈴木生涯学習課長 配付をさせていただいています資料でございますけれども、まず、印旛郡市民体育大会の結果でございます。総合成績では第6位ということでございますけれども、各競技ごとの成績のほうも今回お配りさせていただいております。後ほどご覧をいただきたいと思っております。接戦の末、敗退しているところもございますので、ご確認していただければと思っております。

それから、1枚の用紙で名簿のものがございますけれども、こちらにつきましては、印旛郡市の社会教育振興大会が8月8日土曜日、四街道市の文化センターのほうで行われますけれども、そちらのほうで社会教育功労者ということで表彰される方でございます。当市におきましては、こちらの5名の方が表彰される予定になっております。全体では27名、3団体が表彰される予定となっております。

以上でございます。

○長谷川文化センター副主幹 郷土資料館とプラネタリウムのチラシ、リフレ、1枚ずつ配らせていただいております。どうぞセンターにお越しく下さい。よろしく申し上げます。

○石亀委員長 以上を持ちまして本日の日程は終了しました。本日はお疲れさまでした。

次回は9月8日、日程が変わっておりますので、皆さんそれぞれで確認をお願いしたいと思います。

午後4時45分 閉 会